

令和7年度江東区障害福祉 サービス事業者等集団指導

運営指導における主な 指摘事項について（訪問系）

江東区障害福祉部障害者施策課
指導検査係



対象サービス

- ▶ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援

目次

- ▶ 1 人員及び運営の基準
 - (1) 人員基準
 - (2) 個別支援計画
 - (3) サービス提供の記録
 - (4) 利用者負担額の受領
 - (5) 衛生管理
 - (6) 記録の保存
- ▶ 2 報酬関係



1 人員及び運営の基準

(1) 人員基準

【基準上配置すべき従業者】

- ▶ 管理者・常勤・専従

管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可

⇒当該事業所の従業者（サービス提供責任者・居宅介護員）との兼務可

- ▶ サービス提供責任者・常勤・専従

事業規模に応じて1人以上。当該事業所の管理者兼務可

- ▶ 従業者・常勤換算で2.5人以上（サービス提供責任者含む）



障害者総合支援法におけるサービス提供責任者の要件等について（令和6年4月から）

- ・指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業員であって下記の資格を有し、専ら指定居宅介護の職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者を配置する。
（平成24年東京都条例第155号及び平成24年東京都規則第175号）

サービス提供責任者 サービス種別	介護福祉士	実務者研修修了者	養成研修修了者（各研修に相当する研修を含む）										その他	実務要件	経過措置	
			居宅介護 養成研修 （1級） 課程 従業者	居宅介護 養成研修 （2級） 課程 従業者	訪問介護 （1級） 介護員	訪問介護 （2級） 介護員	介護職員 基礎研修	行動援護 養成研修 （注1）	実践 （基礎 研修） 養成 研修 及び 実 践	強度 行動 障害 支援	学院 視覚 障害 学 科	国立 障害 者 リ ハ ビ リ テ ィ シ ョ ン セ ン タ ー				研 修 居 宅 介 護 職 員 初 任 者
居宅介護	○	○	○		○		○									
行動援護	注4	注4	注4	注2 注4	注4	注2 注4	注4	注3	注3			注2 注4	注2 注4		注3	注4
重度訪問介護	○	○	○	注2	○	注2	○					注2	注2	注5		
同行援護	注6	注6	注6	注2 注6	注6	注2 注6	注6				○	注2 注6	注2 注6			
重度障害者等包括支援	相談支援専門員の資格を有し、3年の実務経験（注7）															

（注1）平成18年9月30日までの間に従前の知的障害者外出介護従事者養成研修課程を修了した者を含む。

（注2）実務経験3年以上。

なお、この取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならない。

（注3）知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に3年以上従事した者

（注4）令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において当該資格を有したうえで知的障害者（児）、精神障害者の直接支援業務に5年以上従事した者は、行動援護のサービス提供責任者要件を満たしているものとする。

（注5）サービス提供職員のうち相当の知識と経験を有する者

（注6）同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）の修了者

（注7）重度障害者等包括支援の対象となる者に対する支援を行う事業所における実務経験が3年以上ある者

【配置基準】 * 次のうち、いずれかの低い方の基準を適用します。

【居宅介護・行動援護・同行援護】

- ① 当該事業所の従業員数が10人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450時間又は450時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人配置
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所の利用者の数が50人又はその端数を増す毎に1人配置

【重度訪問介護】

- ① 当該事業所の従業員数が20人又はその端数を増すごとに1人配置
- ② 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が1,000時間又は1,000時間毎に1人配置
- ③ 当該事業所の利用者の数が10人又はその端数を増すごとに1人配置



区 分	身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	精神障害者 (児)
介護福祉士、看護師、准看護師	○	○	○
実務者研修修了者	○	○	○
介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修修了者	○	○	○
介護職員基礎研修修了者	○	○	○
訪問介護員・居宅介護従業者養成研修(1級・2級)修了者	○	○	○
生活援助従事者研修(身体介護を伴わない場合のみ)修了者	○	○	○
障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 ※注1・注2	○	○	×
訪問介護員・居宅介護員養成研修修了者(3級) ※注1・注2	○	○	×
重度訪問介護従業者養成研修修了者	○ (全身性障害者(児)のみ)	×	×
全身性障害者外出介護従業者養成研修修了者			
全身性障害者移動支援従業者養成研修修了者			
日常生活支援従業者養成研修修了者	○ (視覚障害者(児)のみ)	×	×
同行援護従業者養成研修修了者			
視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者			
視覚障害者移動支援従業者養成研修修了者			
国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害者学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者	×	○	×
知的障害者外出介護従業者養成研修修了者			
知的障害者移動支援従業者養成研修修了者			
行動援護従業者養成研修修了者	×	○	○
強度行動障害支援者養成研修修了者			
みなし証明者(各サービスごと) ※注1・注2	○	○	×

※注1・・・身体介護を伴う場合は30%減算 ※注2・・・身体介護を伴わない場合は10%減算

(身体介護を伴う・伴わないについてはQ10参照)

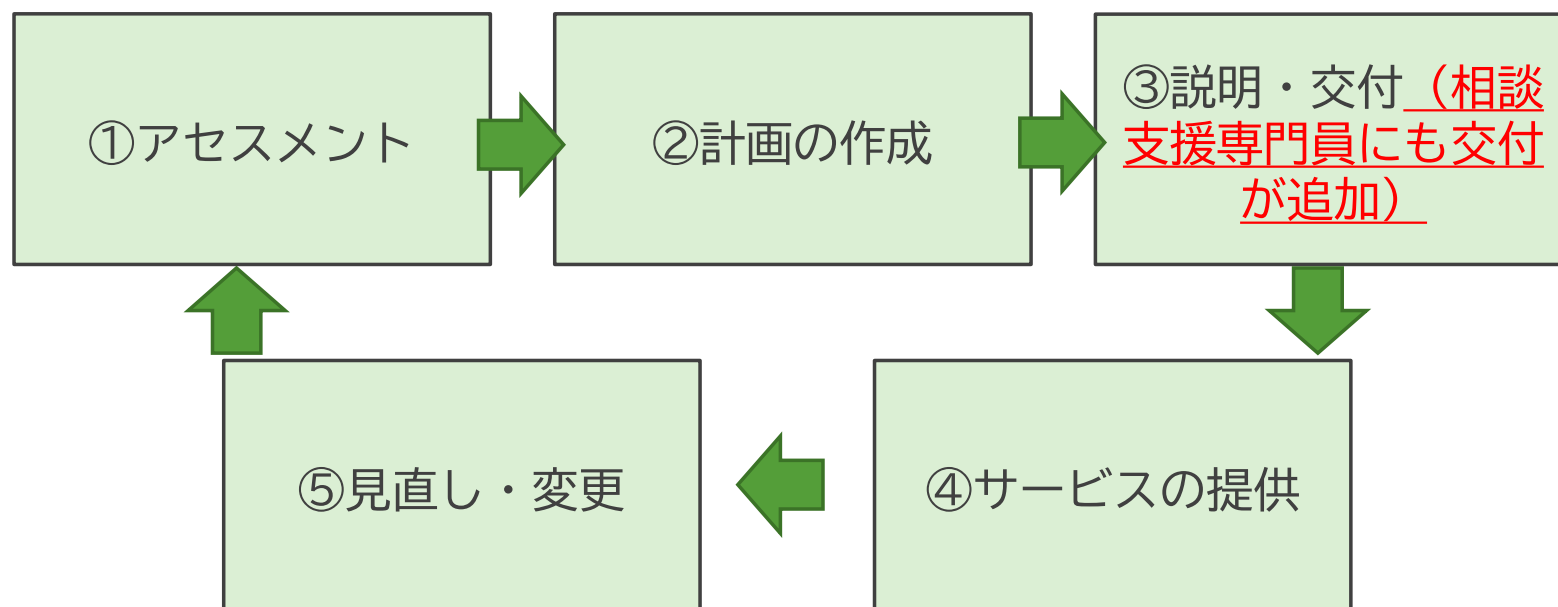
<移動支援> 江東区移動支援事業 ガイドライン令和6 年4月掲載資料

②ヘルパー資格要件 と報酬の減算(通院 等介助に準じます。)



(2) 個別支援計画

【計画作成の流れ】



【計画作成の手順】

①アセスメント（アセスメントの記録を残す）

- ▶ 利用者の基本情報の把握（フェイスシートの作成）
- ▶ 利用者の実態把握と課題の抽出
- ▶ サービスについての利用者の意向の確認。

②計画の作成

- ▶ アセスメントに基づき、援助の方向性や目標の明確化
- ▶ サービスの具体的内容、日程及び所要時間、担当する従業者の氏名及び資格等を記載
- ▶ サービス提供責任者の氏名を記載する（サービス提供責任者が作成する）
- ▶ 手順書の作成が望ましい。（すべき仕事、時間ごとの動き方が一目瞭然）
 - ・ 開始から終了までのサービス内容とその手順
 - ・ サービスごとの所要時間・利用者に係る留意事項
- ▶ 身体介護、家事援助を連続して計画に位置付ける場合には、それぞれのサービス提供時間、サービス内容を明確に区分する。（居宅介護）
- ▶ 移動支援や介護保険の訪問介護などの他サービスと混同して記載しない。（それぞれのサービス毎に計画を作成）



③計画の説明・交付

- ▶ 利用者及び同居の家族にその内容を説明し、交付する。
- ▶ 個別支援計画を作成した際には、指定計画相談支援を行う者（相談支援専門員）に交付すること。（R6報酬改定）
(メール画面や郵送の記録等、交付したことが分かる記録を残すこと。)

上記の計画について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。			
説明日		説明者名	児童発達管理責任者 ○○ ○○
同意日		保護者名	
		利用児童名	

④サービスの提供

- ▶ 個別支援計画に基づいたサービスを提供する。

⑤計画の見直し・変更

- ▶ 計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画を変更する。
⇒受給者証の更新、支給決定量の変更、計画と実際のサービス提供が合致しない場合等に見直ししてください。



◆個別支援計画の主な指摘事例

事例1（各サービス共通）

個別支援計画に定めているサービス内容や提供時間が実際のサービス提供の実態と合致していない。

⇒速やかに個別支援計画を見直し、必要な変更を行ってください。また、受給者証の更新、支給決定量の変更があった際などに見直すようにしてください。

事例2（移動支援）

移動支援計画を作成していないケースが見受けられた。

⇒他のサービスと同様に移動支援でもサービス提供前に移動支援計画を作成してください。



(3) サービス提供記録

- ▶ サービス提供の都度記録する。
- ▶ サービス提供日、サービスの具体的内容（支援内容、利用者の状況）、実績時間数、給付費算定や利用者負担額に影響すること（加算に係る支援内容・利用者の実費負担額等）等について記載する。
- ▶ 利用者から確認（署名等）を得る。
⇒ 「サービス提供実績記録票」とは別に記録し、確認を得る。
- ▶ 他サービス（移動支援、訪問介護等）と混在して記載しない。



◆サービス提供記録の主な指摘事例

事例1（居宅介護）

身体介護と家事援助を連続してサービス提供した場合に、それぞれの内容や時間が明確に区別されて書かれていない。

⇒身体介護の内容とその実績時間数、家事援助の内容とその実績時間数を明確に区分して記入する。

事例2（重度訪問介護）

移動介護加算の算定に係るサービス提供日、サービス提供内容を記録していない。

⇒算定根拠となる重度訪問介護計画に位置付けられた内容の外出時における加算算定時間中の介護内容（外出のための身だしなみ等の準備、移動中及び移動先における確認等）、算定日時等を記録する。



(4) 利用者負担額の受領

◆利用者に求めることができる金銭の範囲としては、直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるもの

- ▶ 給付費の1割負担額以外（移動支援は0.5割）で徴収できる費用
 - ・ 通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを行う場合の交通費（実費相当額）
- ▶ サービスの内容、費用について重要事項説明書等で事前に説明し、同意を得る。
- ▶ 支払いを受けた場合には、領収証を交付する。
(領収証・請求書のいずれかで内訳もわかるようにする。)
(銀行振込による受領の場合も領収証の発行が必要です。)

(5) 衛生管理

- ▶ 従業者の感染予防の備品等（手袋・マスク・手指消毒液等）は事業所が配布する。



(6) 記録の保存

- ▶ 保存しなければならない記録
 - ・ サービス提供記録
 - ・ 個別支援計画
 - ・ 身体拘束等の記録
 - ・ 苦情の内容等に係る記録
 - ・ 事故の記録
 - ・ 基準第29条に規定する区市町村への通知に係る記録
- ▶ 保存期間
 - ・ サービスを提供した日から少なくとも5年以上保存
 - ※指定訪問介護等だと2年の保存であるが、
障害福祉サービスは5年の保存であることに注意
(契約書等の記録の保存が2年なっていることが多い)



2 報酬関係

▶ 給付費の算定時の注意点

- ①人員の配置について、資格・実務経験の要件を満たしているか。⇒無資格、減算対象の資格 等

- ②介護給付費を算定できないケースではないか
 - 例1) 家事援助を身体介護として算定等
 - 例2) 身体介護サービスにおける外出等
 - 例3) 単なる見守りを居宅介護サービス費で算定等
 - 例4) 同行援護・行動援護における実務経験不足等



◆初回加算

新規に個別支援計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について算定する。

- ▶ サービス提供責任者が支援または同行訪問したことを記録する。
- ▶ 初回もしくは初回のサービスを行った日の属する月に同行した場合に
対象となる。

※移動支援でも新規に個別支援計画を作成していなければ、算定できないため注意してください。（計画未作成の場合は算定不可）

◆移動介護加算（重度訪問介護）

個別支援計画に位置付けた移動中の介護を行った場合に算定する。

- ▶ 個別支援計画に、加算に係る内容（サービス提供日時、提供内容）を
位置付ける。
- ▶ 移動介護加算に係るサービス提供の記録を残す（外出していない場合は算定不可）。



◆支援計画シート等未作成減算（行動援護）

行動援護の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合に減算する。

- ▶ 該当する月から当該状態が解消された月の前月まで。
- ▶ 減算割合（所定単位数の100分の95を算定）

◆特定事業所加算（各サービス共通）

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて加算

- ▶ 体制要件、人員要件、重度障害者対応要件がある。
- ▶ 以下のURLから特定事業所加算チェックリストを必ず定期的に確認してください。

<https://www.shougai-fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=079-007>



主な法令等

▶ 条例

○東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号）

▶ 解釈通知

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）

▶ その他報酬基準等

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）



最後に

▶ 令和6年度報酬改定の内容について

集団指導で触れられていないところがあるため、厚生労働省HP、こども家庭庁HPを参照し、各事業所で確認をお願いいたします。

【厚生労働省 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

【こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定についてHP】

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>



訪問系サービス編は以上です。

ご視聴ありがとうございました。

